平成２２年（フ）第３１４号
神奈川県横須賀市平作５丁目24番４号
債務者　川島　美枝（旧姓花田）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３２２号
神奈川県横須賀市佐島１丁目18番23号
債務者　並木　明美
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３２９号
神奈川県横須賀市久里浜８丁目18番２―309号
債務者　西村　敏哉
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第３３７号
神奈川県横須賀市公郷町４丁目58番地　A―307
債務者　田中　千賀（旧姓アベディン）
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１４４６号
神戸市北区広陵町６丁目69番地　藤谷方、従前の住所神戸市北区鈴蘭台東町９丁目14番８―405号
債務者　平田　圭太
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２０号
神戸市兵庫区菊水町９丁目３番６号
債務者　岡　　智美
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２１号
神戸市長田区堀切町５番17号
債務者　小西　正樹
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５３号
神戸市中央区八雲通６丁目２番24号、従前の住所大阪府枚方市南中振２丁目10番30―302号
債務者　清水　千恵（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５５５号
神戸市灘区新在家南町２丁目１番１―1103号
債務者　濱野美千代
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５７５号
神戸市東灘区住吉南町１丁目13番17号　的場ハイツ201号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町４丁目12番６号
債務者　畑　美智代（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成22年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第６２７号
和歌山県岩出市中黒558番地４　101号
債務者　宇治田　文
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第６８０号
和歌山県橋本市神野々924番地の１
債務者　近久ゆかり
1　決定年月日時　平成22年12月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２２年（フ）第８３５号
愛知県高浜市呉竹町４丁目12番地４　シングルパレスＣ号
債務者　福地　延好
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月17日午後１時30分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第１４８号
岡山県真庭市下方511番地７
債務者　矢萩　忠義
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午前10時
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第１４９号
岡山県真庭市下方511番地７
債務者　矢萩　恵子
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年１月31日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月３日午前10時
岡山地方裁判所津山支部

平成２２年（フ）第２９１９号
横浜市都筑区北山田３丁目27番３―101号
債務者　加賀美乾一
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２２６号
横浜市泉区中田東４丁目52番14号
債務者　佐々木ヒテ
1　決定年月日時　平成22年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月２日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部